

インボイス制度の概要と 電子帳簿保存法の実務対応ポイント

～2023年10月インボイス制度導入により請求書完全電子化の浸透について～

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本講習会では、インボイス方式の概要と電子帳簿保存法の実務上のポイントについて分かりやすく解説いたします。

< 講師 >

かわい まさなお

河合 正尚 氏

河合中小企業診断士・
社会保険労務士事務所 代表



会計事務所・製薬会社・名古屋のITベンチャーなど4社を経験。中堅IT企業の管理本部副部長を経て独立。その中でいくつもの倒産や合併を経験し、業務改善からインターネット通販サイト立ち上げ運用・決算業務・資金繰り・人事採用・各種銀行交渉・管理会計・制度会計・販売・販売管理・マーケティングなど様々な業務を経験する。

日時 2021年10月21日(木)
13:30～15:30

場所 軽井沢町商工会2階講習会研修室

受講料 無料 (どなたでもご参加できます)

定員 20名(先着順) 10月15日(金)締切
(※ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます)

講座内容

1. インボイス制度とは
2. インボイス制度導入のスケジュール
3. インボイス方式に変わることによる影響と対策
4. インボイス制度は免税事業者こそ影響が大きい
5. 電子帳簿保存法とは
6. 電子帳簿保存法のメリット
7. 電子帳簿法の適用要件と申請方法

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX(46-1498)にて軽井沢町商工会へお申し込みいただき、当日、会場へお越しください。(筆記用具をご持参ください)

主催 長野県商工会連合会
経営支援センター北佐久グループ
(問い合わせ先: 軽井沢町商工会 TEL0267-45-5307)

- ・コロナウイルス感染症拡大防止の観点から出席者は当日、必ず講習会中もマスク着用で受講をお願いします。
- ・講習会当日、37.5℃以上の熱がある、風邪症状がある、家族等に感染者がいらっしゃるなどの方はご出席をお控えください。
- ・セミナー実施時の録画、録音、撮影や資料の二次使用等は禁止しております。
- ・商工会の駐車場に限りがございますので乗り合わせ等でお越しください。

(切り取らずFAXしてください)

インボイス制度の概要と電子帳簿保存法の実務対応ポイント 講習会申込書

軽井沢町商工会(担当:三浦・小林・島岡) 行 FAX:0267-46-1498

申込日(2021/ /)

事業所		TEL	
住所	軽井沢町	FAX	
ふりがな 参加者名	①	②	

※ご記入いただいた情報は、当商工会からの連絡、情報提供のために利用するほか、今後、講習会開催のための実態調査に利用することがあります。

※コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ講習会を開催いたしますが町内のコロナウイルス感染症拡大の状況によっては開催を変更または中止することがあります。